

## 【案件】

令和5年8月21日

案件名 : WEST19庁舎自営構内電話交換機等借受

入札予定日 : 令和5年8月30日10時30分

## 【質問内容】

質問	回答
契約保証金は過去の契約実績等により免除は可能か。	本市契約規則第25条に該当する場合は免除可能です。
賃貸借期間中の保守等の業務については契約書第9条の通り本契約の対象外であり、受注者は保守または管理等の義務や費用負担を負わない認識で良いか。	保守業務については、本契約の対象外です。一方、仕様書「7 特記事項(3)」に記載されているとおり、運用途上で生じる端末の移設やそれに際した配線作業や構内電話交換機本体等に仕様の変更の際に受託者の協力を要請する場合がございます。なお、かかる費用は発注者負担です。
本契約が終了となった場合に、本目的物件の撤去・処分等にかかわる費用は発注者の負担とする認識でよいか。	お見込みの通りです。本契約には契約終了時の本契約の目的物件の撤去・処分は含まれておりません。
本件と同類の賃貸借契約において、歳出予算の削除又は減額により解除した事例はあるか。	歳出予算の削除又は減額により解除した事例をデータとして蓄積しておりませんので、すべての契約について調査は行うことができません。可能な範囲で調査を行ったところ、事例はありませんでした。
仕様書6作業使用について、据付、データ設定、旧物件の撤去作業および図面や完成図書の提出については受注者から本目的物件の売主(サプライヤー)へ委託することは可能か。	業務の一部を委託する場合は、委託者の承諾を事前に得た場合に限り認めます。承諾を求めるにあたり、委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項を通知してください。 なお、業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託に基づく当該第三者の全ての行為について受託者が責任を負うものとします。